

○議事日程

令和6年3月4日（火） 第2日

- | | | |
|-----|----------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第 2 | 議案第 1 号 | 岐南町情報公開条例の一部を改正する条例について |
| 第 3 | 議案第 2 号 | 岐南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 4 | 議案第 3 号 | 岐南町監査委員条例の一部を改正する条例について |
| 第 5 | 議案第 4 号 | 岐南町職員の配偶者同行休業に関する条例について |
| 第 6 | 議案第 5 号 | 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第 6 号 | 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第 7 号 | 岐南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第 8 号 | 岐南町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 第10 | 議案第 9 号 | 岐南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第11 | 議案第10号 | 岐南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第12 | 議案第11号 | 岐南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |

第13	議案第12号	岐南町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
第14	議案第13号	岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第15	議案第14号	岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第16	議案第15号	令和5年度岐南町一般会計補正予算について
第17	議案第16号	令和5年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算について
第18	議案第17号	令和5年度岐南町介護保険特別会計補正予算について
第19	議案第18号	令和5年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第20	議案第19号	令和6年度岐南町一般会計予算について
第21	議案第20号	令和6年度岐南町国民健康保険特別会計予算について
第22	議案第21号	令和6年度岐南町介護保険特別会計予算について
第23	議案第22号	令和6年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算について
第24	議案第23号	令和6年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算について
第25	議案第24号	令和6年度岐南町水道事業会計予算について
第26	議案第25号	令和6年度岐南町下水道事業会計予算について



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

9 名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君

4	番	三宅祐司君
5	番	後藤友紀君
6	番	松原浩二君
7	番	櫻井明君
8	番	渡邊憲司君
9	番	木下美津子君

○欠席議員

なし

○欠員

1名

○説明のため出席した者の職氏名

副町長	傍島敬隆君
会計管理者	井上哲也君
総務部長	小関久志君
総合政策部長	三輪学君
福祉部長	中村宏泰君
土木部長	安田悟君
住民部長	岩田恵司君
管理監兼郡二町教育委員会総務課長	坂井政俊君
総務課長	服部貴司君
財政課長	記野雅之君
総合政策課長	楳田真広君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	堀場康伸
書記	西脇信一郎

開議

午前10時01分 開議

○議長（櫻井 明君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

本日、小島英雄町長は所用により欠席いたします。また、野原弘康教育長が所用に

より会議を欠席、代わって坂井政俊管理監が出席しておりますので、ご承知おきください。

なお、本日の定例会に際し、報道関係のカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。

◇

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において3番 松本暁大議員、4番 三宅祐司議員の両名を指名します。

◇

第2 議案第1号

○議長（櫻井 明君） 日程第2、議案第1号 岐南町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありますか。

（質疑なし）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号 岐南町情報公開条例の一部を改正する条例については、総務住民常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号については総務住民常任委員会に付託します。

◇

第3 議案第2号

○議長（櫻井 明君） 日程第3、議案第2号 岐南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようでありますから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号 岐南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、福祉土木常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） よって、議案第2号については福祉土木常任委員会に付託します。



第4 議案第3号

○議長（櫻井 明君） 日程第4、議案第3号 岐南町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

（議 案 掲 載 省 略）

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第3号を原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第3号 岐南町監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



第5 議案第4号

- 議長（櫻井 明君） 日程第5、議案第4号 岐南町職員の配偶者同行休業に関する条例についてを議題とします。

（議案掲載省略）

- 議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

- 議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号 岐南町職員の配偶者同行休業に関する条例については、総務住民常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号については総務住民常任委員会に付託します。



第6 議案第5号

- 議長（櫻井 明君） 日程第6、議案第5号 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

（議案掲載省略）

- 議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

- 議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

- 議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第5号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第5号 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



第7 議案第6号

○議長（櫻井 明君） 日程第7、議案第6号 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決をします。議案第6号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第6号 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



第8 議案第7号

○議長（櫻井 明君） 日程第8、議案第7号 岐南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。
これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決します。議案第7号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第7号 岐南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

第9 議案第8号

○議長（櫻井 明君） 日程第9、議案第8号 岐南町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

—————

（議案掲載省略）

—————

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（櫻井 明君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号 岐南町介護保険条例の一部を改正する条例については、福祉土木常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） はい。よって、議案第8号については福祉土木常任委員会に付託します。

————— ◇ —————

第10 議案第9号

○議長（櫻井 明君） 日程第10、議案第9号 岐南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

—————

(議案掲載省略)

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっております。これより質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はございませんか。

(討論なし)

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第9号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第9号 岐南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



第11 議案第10号

○議長（櫻井 明君） 日程第11、議案第10号 岐南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

(議案掲載省略)

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はございませんか。

(討論なし)

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第10号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第10号 岐南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



第12 議案第11号

- 議長（櫻井 明君） 日程第12、議案第11号 岐南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

（議案掲載省略）

- 議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

- 議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

- 議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第11号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第11号 岐南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



第13 議案第12号

- 議長（櫻井 明君） 日程第13、議案第12号 岐南町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第12号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第12号 岐南町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



第14 議案第13号

○議長（櫻井 明君） 日程第14、議案第13号 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

（議 案 掲 載 省 略）

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第13号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第13号 岐南町水道事業給

水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



第15 議案第14号

- 議長（櫻井 明君） 日程第15、議案第14号 岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

（議案掲載省略）

- 議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

- 議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

- 議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第14号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第14号 岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



第16 議案第15号

- 議長（櫻井 明君） 日程第16、議案第15号 令和5年度岐南町一般会計補正予算についてを議題とします。

（議案掲載省略）

- 議長（櫻井 明君） 本件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑をお受けします。

手を挙げた人からいいですか。すみません、じゃあ順番に。

1番 長谷川 淳議員。

- 1番（長谷川 淳君） 1番議員 長谷川です。

令和5年度岐南町一般会計補正予算について1点質疑をさせていただきます。

確認のような形になっちゃうんですが、全員協議会でも同じ質問をさせていただいたのですが、予算書の18ページ、歳出の第三者調査委員会の追加の委託料というところですね。こちらは6月議会で議会として最初の調査費用を可決したとおり、今回も町がまずは第三者委員会に支払う道理というのは理解しておりますが、もしも本日、補正予算が修正なりで、この第三者調査委員会委託料が否決されてしまった場合、第三者委員会への支払いは現実問題としてどのようになっていくのかということを一問質問させていただきます。

○議長（櫻井 明君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 補正予算で否決になった場合の対応でございますが、町といたしましては、契約を締結し、その業務が遂行されたため、債務もございますので、支払わないという選択肢はございません。

補正予算が否決された場合は、予算流用あるいは予備費充用にて対応することになると考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 次、ほかに。

3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） おはようございます。3番議員 松本です。

私もこのたびの補正予算案中の第三者委員会の費用500万円の増額について5点になりますが、質問のほうをさせていただきます。

この第三者委員会については、町長のハラスメント行為の調査及び再発防止策等に関する意見書を作成し、町に報告するものであります。設置要綱の第2条に係者の処分に関する助言という項目もあり、当時の不信任決議案文中には、当該第三者委員会からの小島町長の進退に言及することはありませんということで討論も行ってきましたが、結果として、第三者委員会は要綱のとおり進退にも言及されております。また、町長のみならず、これまでの行政の状態や体質、規程の不備なども含め、赤裸々にまとめられた報告書であったと私は思っております。この報告書については、大変意義のあるもの、価値のある報告であると理解しております。

その上で5点の質問なんですが、まず1つ目、予算を上程する際には、予算額の積算根拠はあったと思われませんが、今回の補正額のように予算額が大きく乖離しております。契約書には契約金額を明記されていないのでしょうか。議決時に予算額は確定しており、業務委託契約といえど、明記していないのであれば、その理由をご説明ください。あわせて、様々にある計画策定のコンサル契約なども業務委託契約になると認識しておりますが、これらも同様に契約書には金額を明記されていないのか。これが1つ目です。

2つ目、いつの時点で調査内容の変更が行われたのか。当初ご説明いただいた際には、弁護士1人、補助調査員1人という形で調査を行うというお話もありましたけれども、その後の委員会の話では、弁護士3人で対応するという事で調査内容が変わったということの報告を受けておりますが、この際には変更契約書などは交わしておられるのか。調査の変更があれば、この時点で議会に対して報告する必要性などは考えられなかったのか。これが2点目。

3点目、毎月調査を重ねていく上で、当初の予算額を超えるような状況は推測できない状況であったのか。これが3点目。

4点目、着手金、中間、精算などはどのような流れになっているのか。

5つ目、これは長谷川議員のご質問と重複する部分にもなりますが、今回の補正予算で否決となった場合の対応とはどのようなものかというところで、支払いについては専決、予備費流用などが考えられる案件だとは思いますが、今回は特にトップが当事者ということになっていることもあり、判断することが難しい案件だったと思いますが、こちらについてもいま一度ご説明いただければと思います。

以上5点になりますが、ご答弁のほどよろしく願います。

○議長（櫻井 明君） 服部貴司総務課長。

○総務課長（服部貴司君） 第三者委員会の業務につきましては、中立公平の立場で職務を遂行することが求められておりますので、質問について町で答えることができないこともございますので、事務局としてお答えをさせていただきます。

私のほうから大きく4点の質問についてお答えさせていただきます。

まず1点目、契約書について金額を明記していないのか、その理由と計画策定業務と契約書の違いについてお答えをいたします。

岐南町ハラスメント事案に関する第三者調査委員会調査指針におきまして、事実関係を究明、把握、認定するために必要と考える事項について広く調査するものとし、調査の範囲を狭めることがあってはならないと明示されております。つまり、町が金額の上限、請負金額を定めることは、調査の範囲を狭めることとなりますので、今回の第三者調査委員会の契約書につきましては、これはタイムチャージ方式、つまり1時間幾らという単価契約を締結いたしました。これは簡単に言いますと、この仕事をお願いします。ただし、それにかかる時間に対し1時間幾らで支払いますという性質のものでございます。単価契約でございますので、当然受注者に対しまして、この仕事の業務量をお示しする必要がございますので、町のほうで試算し、契約書上では、委員報酬の一応の上限として740万6,000円を提示させていただいております。よって、これはあくまでも業務量でございまして、請負金額ではございません。

計画策定業務の契約書との違いにつきましては、契約書策定の業務量についても不明瞭な部分がございますが、成果品としての大枠は想定できるものでございますので、町としては、その計画に対して予算額の範囲内で入札を行い、請負契約を締結するものであると認識しております。

2点目のご質問をいただきました、いつの時点で調査内容が変更されたのか、また議会に対して報告することの必要についてお答えをさせていただきます。

第三者調査委員会の全体会議で8月14日に開催されました第2回の会議の中で、調査方法の変更が協議されました。調査方法につきましては、その方法を町がやり方を提示することは、これは先ほど申しましたとおり、調査を狭めることとなりますので、聞き取り調査の方法については具体的な契約書は記載してございません。よって、契約書を変更契約を締結する必要というのはございません。

議会に対して報告する必要性につきましては、これは調査方法の変更でございますので、調査内容に係るものであるため、必要性はないと認識しておりました。

3点目、毎月調査を進めていく上で、当初予算額を超える状況は推測できなかったのかということについてお答えさせていただきます。

聞き取り調査におきまして、弁護士1人から職員1、1対1の関係から、弁護士3人から職員1、3対1になった時点で、これは聞き取り調査として想定した予算というのは超えることというのは想定できました。しかし、併せて報告書作成時間につきましても、これは300時間を見込んでおりましたので、その分、事実の検証時間が短縮され、トータルでは予算の範囲内できると判断しておりました。しかし、1月22日の時点で、報告書作成時間におきましても、やはり今回の検証時間が想定以上かかるということが判明いたしましたので、300時間から500時間に増額させていただくことになりました。

最後に4点目、着手金、中間、精算などはどのような流れになっているのかということについてお答えさせていただきます。

今後、一部の音声反訳に係る費用につきましては、実費負担分として支払い、それ以外のものにつきましては、後日精算払いで請求され、支払う流れとなっております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 先ほどの長谷川議員にお答えしたお答えと同様になりますが、町といたしましては、契約を締結し、その業務が遂行されたため、債務もございませんので、支払わないという選択肢はございません。

補正予算が否決された場合は、予算流用あるいは予備費充用にて対応することにな

ると考えております。

○議長（櫻井 明君） 3番 松本議員。

○3番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございます。

1番、2番については、ご説明いただいたとおり理解のほうはできますが、2つ再度再質問させていただきたいんですが、一般的な感覚として、私たち6月議会で、この第三者委員会の予算については説明を受け、賛成、反対もありましたけれども、予算としては可決した状況、そのご説明については740万円という見込みの金額をいただいて、調査内容、どういう調査を行うかということも伺った上での判断であったというふうに私は解しております。

確かに調査に関しては、今ご説明いただいたように、調査範囲を狭めてはならないという、確かにそういう観点などもあったとは思いますが、それにしても通常であれば、先ほどの見込みもそうですけれども、私は一般的な感覚では、何度も言いますが、740万円の金額をベースに考えておるという認識でありますから、そこについて、なぜご説明がなかったのかというのがどうしても払拭できないというか、感覚の問題なのかもしれないですけれども、そこについては、ちょっと理解できない部分がありますので、いま一度そういう討議があったのかどうかということに関してもお話しいただきたいと思います。

〔「案件が多過ぎたでだろうが」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） 傍聴人の取締り、傍聴人に申し上げます。静粛に願います。なお、議長の命令に従わない場合は退場を命じますので、念のため申し上げます。

○3番（松本暁大君） すみません、もう一点は、総務部長がお答えいただいたご答弁は、長谷川議員がご質問された質問に対してのご答弁と同じ答弁になるかと思うんですけど、私が1点お尋ねしているのは、通常であれば、町長がトップなので、そういった専決とか予備費、こういったものに関しては町長の決裁ができるという状況ではあったと思うんですが、今後のことも含めてなんですが、今回のようにトップが不在という形、当事者になるような場合があったときには、どこの部署ではないですけど、どういうところがそういった判断をしていくのかということについて、ちょっとお聞かせいただきたいので、再質問としてさせていただきます。以上です。

○議長（櫻井 明君） ちょっとお待ちください。

続けます。

服部貴司総務課長。

○総務課長（服部貴司君） 松本議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

この1人で当初、弁護士と職員1人というのは、あくまでも町側の想定しておった

ものでございまして、今回のこの調査内容が3対1になったことにつきましては、やはりこれは調査を円滑に進めていく上で、これについては調査内容にも影響することでございますので、このやり方について議会に報告するということについては考えてございませんでした。以上です。

失礼しました。調査の変更の打合せにつきましては、8月14日に行われました第三者調査委員会第2回本部会の中で、弁護士のほうから、役場から提示された1対1の面談方法では、これについては事実認定については非常に難しいということですので、弁護士のほうから3対1でということでご提案を受けました。調査の方法につきましては、これはあくまでも弁護士に一任するものでございますので、町としては、それについて異議を唱えることはございません。以上です。

○議長（櫻井 明君） 傍島敬隆副町長。

○副町長（傍島敬隆君） ただいま松本議員のほうから2点再質疑をいただいたわけなんですけど、1点目は、今、服部課長がお答えしましたが、少し補足をさせていただきますと、調査については、町が関与してはならないというふうに思っておりましたので、その調査内容の変更ですとか、金額を超えそうだということについては、町も一切把握はしておりませんでした。ですから、議員さんのほうにも、そういう旨の報告とか協議とか、そういうものもできなくここに至ったわけなんでございます。どうかご理解ください。

2点目なんですけど、町長、すぐ不在になるわけなんですけど、その場合につきましては、私が職務代理者ということになりますので、私の責任において物事を進めさせていただきますと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。以上です。

○議長（櫻井 明君） ほかに。

2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 議長のお許しをいただきましたので、質疑をさせていただきます。

全協のときにいろいろご説明を伺いましたが、その点まだちょっと疑問に残っていることがございましたので、併せて質問させていただきます。

全協の説明では、弁護士3人の聞き取り調査に変更したと、そのような話がありました。松本議員はじめいろんな質問をしたので、あえて私はダブる質問はいたしません。

当然、弁護士3人での聞き取りに変更したことによって増加になったわけですが、これは真実性を高めるためには必要だと私も思います。それはそれでいいとは思いますが、調査方法や内容を秘匿にして進める必要があったということで、町長へもなか

なか報告ができなかったと。これも今もいろいろご答弁等を聞いて理解はしました。しかしながら、この第三者調査委員会を立ち上げてのこの説明の中で、全般でいったら、この別表の資料でちょっと疑問に思うことがあったので質問させていただきます。

諸経費ですけど、当初見込みは67万3,200円、いわゆる直接経費の約10%というふうで計上されておりました。今回はこの166万4,400円というのは約十五、六%に当たるんですかね。それぐらいになります。ちょっと細かいことを言うようですが、これは消費税が含まれているか、含まれていないのか、ちょっと割り切れないような気がします。これ、諸経費の166万4,000円になった根拠等、もうちょっと具体的に詳しい説明を、やはり誰もが知りたいと思いますので、その点ご答弁のほどよろしくお願いいたします。それがまず1点です。

それと、当初見積りなんですけど、弁護士1人に対して補助員1人というふうにお話がありました。一般的に弁護士の費用は、これ1万1,000円ですかね、1日が。それで補助員が5,500円で見積もってあるようですが、たしか私の記憶では、補助員も弁護士の中から選定するというようなお話を全協の場で伺いました。そうやって考えると、同じ弁護士で補助員5,500円というのは、なかなかどうなのかなと私もちょっと疑問に思いましたので、その辺、そういう今までの弁護士協会ですか、何かでそういった指導があったのかどうかも踏まえて、そういった金額の積算根拠に甘さがあったんじゃないかと思ひ、その点についてもご質問させていただきます。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 服部貴司総務課長。

○総務課長（服部貴司君） 村山議員さんからご質問いただきました2点についてお答えをさせていただきます。

調査根拠の直接経費の諸経費のところにつきましては、67万3,200円につきましては、これは事業費の10%を当初見込んでございました。ただ、今回かかりました金額につきましては、音声の反訳費が、こちらについてはちょっと想定より金額が高かったので、実費相当額として補正予算として計上させていただいております。こちらにつきましては消費税込みです。ただ、丸めた数字上、ちょっと割り切れない部分がございますが、全て税込みとさせていただきます。

聞き取り調査の中で、調査補助員1名5,500円とさせていただきましたのは、こちらにつきましては、弁護士と全く同格ではなくて、弁護士に近い方、あくまでもその弁護士事務をやっている方で、あくまでも先生の手足となる方ということで、金額のほうの設定をさせていただいております。ただ、実際には3人体制でやりましたので、その部分については必要がないということで、今回はその部分については予算のほ

うからは削除させていただいております。以上です。

- 議長（櫻井 明君） ほかに質疑をお受けします。
ございませんか。

（質 疑 な し）

- 議長（櫻井 明君） これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

- 議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決します。議案第15号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

- 議長（櫻井 明君） 起立全員であります。議案第15号 令和5年度岐南町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。



第17 議案第16号

- 議長（櫻井 明君） 日程第17、議案第16号 令和5年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

（議 案 掲 載 省 略）

- 議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

（質 疑 な し）

- 議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。
これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

- 議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決します。議案第16号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

- 議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第16号 令和5年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。



第18 議案第17号

○議長（櫻井 明君） 日程第18、議案第17号 令和5年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結し、これより討論を許します。討論はございませんか。

（討論なし）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結し、採決いたします。議案第17号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第17号 令和5年度岐南町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。



第19 議案第18号

○議長（櫻井 明君） 日程第19、議案第18号 令和5年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結し、討論を許します。討論はございませんか。

（討論なし）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第18号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第18号 令和5年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。



第20 議案第19号から第26 議案第25号まで

○議長（櫻井 明君） 次に、日程第20、議案第19号から日程第26、議案第25号までの7案件を一括して議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） この7案件については、この後議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託したいと思いますので、質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしとします。よって、質疑は省略し、お諮りします。議案第19号から議案第25号までの7案件については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号から議案第25号までの7案件については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員会の正・副委員長には、委員長に三宅祐司議員、副委員長に長谷川 淳議員とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の正・副委員長は、委員長に三宅祐司議員、副委員長に長谷川 淳議員に決定いたしました。



散会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

明日から3月13日までの9日間は議事の都合により休会とし、3月14日10時から会議を開きます。

午前10時47分 散会



